火事　出さない注意　消す備え

大館は犬に劣らず大火で有名です。しかしこのありがたくない汚名は一時も早く返上しようと懸命です。そこで市消防本部から今年の計画やら構想を聞いてみた。

▼御成町に分遣所を新設

御成町二丁目を中心として中道、清水町の連なる一帯は大火が予想される最も危険な区域であり、本署からの距離も二、五Kもあり、また釈迦内、長木地区にも近接するので、かねてから分遣所（出張所）の設置が望まれていたもの、場所は青果市場南隣りの市有地に、ブロツク建三十坪を予定、新築着工の運びとなつています。

この分遣所の建物ができますと第四分団ポンプ車と二台を格納し、職員は交代制で二十四時間勤務の手筈となつています。工事は遅くとも三月中には完工開所できるものとみられ、これによつて関係地域の警備態勢が一応とゝのうことになります。

▼専任予防査察の実施

火災は年々減るどころか、増加の一途をたどつており、その原因の多くは不注意によるものです。そこで、この四月から四名を専任（隔日勤務二名交代）し、常時予防査察を行う計画をすすめています

▼火災報知機施設の計画

火災報知機施設の必要とする理由は、これまでの大火は例外なく望楼発見で、市民の火災報知の無関心さに注意が喚起されています。小都市の消防力の不足を補うにはどうしても「知る」時間の短縮より途がなく、全国平均の通報馳つけ時の焼失坪数をみもて、望楼発見三五坪専用電話一七坪、火災報知機七坪のようになつていることから誰れでも覚知次第通知できる報知機の設置を新年度から三カ年計画で実現しようとしています。

▼可搬式消防ポンプ配置計画

可搬式消防ポンプは昭和三十一年度を初年度とする五カ年計画をもつて配置することにしていますが、現在既に七十五％の配置完了をみていますので計画年次を短縮しても無防備地区への配置を図ろうとしています。

▼水利

貯水槽の施設計画は年次計画で集団地域を対象として実施していますが、国庫の補助事業としての施設をさらに増強しようとしています。これとともに既設の自然水等による水利の改修を図り、水利面からの消防体勢の確立に努めることになつています。

▼その他ポンプ車の老朽化による更新や十二所地区の専任機関員の配置なども考えられています。

〝事情を申し述べる〟は能率的に

「今年は何をする」といつても、はたと困るのが議会事務局だと思います。これはそのもつ仕事の性格からも当然でしよう。だがこんな話しを聞かせてもらいました。

「町時代は陳情、請願というものが殆んどなかつたが、市になつてからはどういうものか、ずいぶん出されている。

陳情という熟語を辞書によつてみたら〝事情を申し述べる〟とある。そこで、その事情を申しのべるのに五人、十人と来るのが普通で、中には議員を紹介者にしてモノモノしくやつてくることもある。

その心理は効果を狙つてのことだということはわからないでもないが、非常に能率的でないし、民主的でもない。

そこで、平素から考えていることだが、こと議会に対する陳情、請願は、是非文書でそして持つてくる人は一人か二人で充分。直接提出することができないときは郵送で結構だから能率的にやつてもらいたいものだ。どんなことでも議会に出されたものについては事務的面の調査が行われ運営会議にかけられ、本会議から委員会に付託され、ここで、あらゆる審査、調査が行われてから、その結果を本会議で審議し議決するという過程は、事の軽重を問わず変らない」ということです。

集団的に行うことが当りまえだとは考えていないだろうが一考すべきことではないでしようか。

總選挙　地方選挙に備えて

〝光陰は矢の如し〟古い云葉ですが毎年繰返される永遠の真理です。新年度は第二十八回の衆議院議員総選挙が行われるとともに地方選挙にも備える重要な年であります。

そこで、市選挙管理委員会では次の三項をとりあげ、諸般の準備をすすめています。

▼常時啓発に努める。

私達が物ごとに処するには常識がその根幹をなすものであるが、とくに選挙についてはその感を深くします。選挙に関する専門的な知識や技術は私達がもつ一般的な常識の上に築かれたもので、常識に先行するものではないと考えられるのですが、従来ややもすれば知識偏重、技術偏重のきらいがあり、これが選挙をして難解晦渋なものに仕向けたように感じられます。こうしたところからも選管の常時啓蒙の必要が生じてくるわけ選管は選挙のあるときのみ存在するもののように思われていることもあるのではないだろうか、或る人が曰く「選挙は四年に一度あるのだが、その間は何をしているのか」といつたそうである。これに対して選管では「選挙の事務というものは、選挙があるときは臨時的で、常時啓発こそ、その本務である」と答えたときく、ともあれ本年は全市余すところなく「話しあい」による啓発に努めることになつています。

▼選挙人を完全に掌握する。

国民が主権者として、その権利を発動するには、選挙の一票を投ずることに始ります。

主権者の権利を公証するものが選挙人名簿であり、選管が職権でつくる基本選挙人名簿と、選挙があるときに選挙人の申告によつてつくる補充人名簿とがあることは既に周知のことと思います。昨年の選挙人名簿の縦覧に際しては今までにない沢山の縦覧者があつたため七〇余人もの脱漏者を発見登録の運びとなつていますが、これは選挙に対する関心の向上を示すものでよろこばしいことです。

本年もまた実態調査が行われるわけですが有権者の完全把握と名簿の縦覧を通じて一人の脱漏もないようと、その協力方を望んでいます。

▼選挙事務の研修

選挙事務のもつ特性からもよく研さんを積み、円滑に公明選挙の実をあげようと努力しています。

年末年始の防犯あれこれ

街にはあわただしい気分がみなぎつています。毎年の例ですが年の瀬が迫つてまいりますと兇悪な犯罪やどろぼう、空巣又はスリ、かつぱらいが増えてまいります。一年を通じて犯罪が一番多いのもこの十二月です。県警察では特にこの年末から年頭にかけては年末年始の特別大警戒を行い、警察の全主力を此の面に集中しています。

○盗犯を防止するためには

犯罪の中で一番数の多いのは此の盗犯です。これはお互のちよつとした油断やすきが原因で起る犯罪で心のかぎをがつちりと締めておけばほとんど防げるものです。

特につぎのことがらを守るようにいたしましよう。

1　家庭では、ねる前に戸締りをよく確め必ずかぎをかけ室内を暗くしてから休むようにいたしましよう。

2　多額の現金はなるべく家におかず、銀行か郵便局などに預けておきましよう。

3　お買物やその他の用事で家中揃つてお出掛けの際にはかぎをかけ、そして近所の人に留守を頼んでから出掛けることにしましよう。

4　自転車は必ずかぎをかけて目の届くところへ置きましよう。

5　官公庁、学校、会社金融機関などは夜間の宿直を強化しましよう。

○スリにかゝらない方法

スリは絶えず、あなたの油断とすきをねらつています。乗物の中や、盛り場・映画館などではつぎのことを十分ご注意下さい。

1　買物かごから財布がのぞいている方をよく見かけますが、貴重品は必ず身につけるか手に持つようにしましよう。

2　乗物や人混みの中で必要以上に体を接近する人は一応スリと思つて御用心下さい。

3　人混や歩いているとき、あなたにぶつかつた人があつたら、怒る前にまず自分のふところの貴重品を確めましよう。

4　一般にスリといえば男のスリを思い浮べますが、スリの三、四割は女です。盛り場や人混み、特にデパートでは自分の廻りの人がみな女だからといつて安心は禁物です

○暴行、傷害、きようかつの被害を防ぐには

1　暴力団や不良は厳重に取締つています。被害者は泣寝入りせず、すぐ警察へ届けて下さい。

2　被害にかゝつても後難を恐れてそのまゝにしておくことは犯罪者に味方をすることになり、ますます増長させます。警察では被害者に迷惑をかけないよう十分保護の措置をとつています。

3　夜暗い場所の婦人の一人歩きは危険ですからやめましよう。最近婦人に対する暴行犯罪が多いのも婦人にすきがあるからです。

○青少年の不良化防止には

1　未成年者の飲酒喫煙は絶対にやめ、又見た場合は[illegible]せましよう。

2　勧楽街などは不良が集まり犯罪の温床となつていますからなるべく近寄らないように指導しましよう。

3　金のかゝる遊戯に夢中になると家財持出しは勿論他人のものまで欲しくなり不良のもとになるからやめましよう。

4　子供の不良化は年上の不良の誘惑や感化によるものですから正しいよい友達を選んで交際を誤らないように指導しましよう。

5　不良化のきざしがありましたら恥や、外聞を考えず、警察青少年係にご相談下さい。

○詐欺の予防はいろいろあるがまず「うまい話」には絶対にのらないことが肝心です。

○雑踏事故を防ぐためつぎのことを注意しましよう。

1　「われさきに」という自己本位の行動が事故発生の最大原因であるから常に理性を失わず公衆道徳を守りましよう。

2　危険な場所にはなるべく近寄らないことです

3　足場の悪いところでは足許に充分気をつけましよう。足場のよいところでも雑踏する場所では自由な行動は出来ないから歩きにくい履物や重苦しい服装をさけ、携行品も控え目にしましよう。

4　雑踏の現場には警戒整理のため警察官あるいは消防団員、主催関係団体の係員がいるからこれらの人々の指示や指導に従つて事故防止に協力して下さい。

5　幼児や老人、病人などは雑踏に近ずかないよう注意しましよう。

大館時間をなくしよう

新生活協議会結成

生活の合理化や協同化、また生活環境の改善によつて、私達の住む郷土を、より明るく楽しいものにしようと、大館市新生活協議会が結成されました。これは去る十二月十八日、中央公民館で、学校、職場、地域の代表者など、多数の関係者が集い ①各地域職場における新生活の育成、助長②新生活実施に関する啓蒙、宣伝③新生活に関する研究調査④新生活実施について行政機関及び関係団体との連絡提携⑤新生活実施に関する企画立案⑥その他新生活実施について必要な事項などを目標とした規約と役員を決め新年度の実践課題として①正月を新正に統一すること②大館時間をなくする。の二点を申し合せました。

新生活協議会の役員は次のとおり

○会長＝市長佐藤敬治

○副会長＝市議会副議長佐藤栄治

○十二所新生協会長＝野口弘一名（人選未定）

○評議員、各地区協議会代表一名及び各種関係機関代表

○監事＝釈迦内公民館長渡辺勝蔵、長木公民館長三浦久雄

市の手数料条例変る

合理的改正により

一月一日から実施

市の手数料条例が改正されました。これは、戸籍法に基ずく戸籍手数料令の一部改正に準じて行つたもので、閲覧照合手数料[illegible]ては従前より十円引上げて四十円（但し図面については百円）にするとともに手数料の測定単位を合理的に改めたものです。

改正後の手数料の種類、金額は次の通り

▼証明一件につき四〇円

▼公簿、公文書、図面、印鑑の閲覧（牛馬籍を除く）一件三〇円（従前通り）

▼公簿、公文書の謄本（牛馬籍を除く）一件に四〇円（但し図面は百円）▼牛馬籍の閲覧一回につき一〇円（従前通り）▼牛馬籍の謄本一枚につき三〇円（従前通り）

手数料の測定単位について、▼二件以上を一括して申請するときは、その種類の異なるごとに一件とすること▼二人以上を列記して、それらの者に対して同一の証明をするときは、一人について一件とすること。▼現在、土地に関する手数料は一筆をもつて一件とし、一筆を増す[illegible]に十円を増徴していたものを、五筆までは一件とし、一筆を増すごとに五円を増徴することにしたこと。建物は一棟をもつて一件、一棟増すごとに十円増徴。▼租税、公課に関する証明は、一税目をもつて一件とし一税目増すごとに十円を増徴していたものを、四税目までを一件とし一税目を増すごとに十円を増徴することにしたこと。▼同一種類に属する証明については、現在一枚をもつて一件とし、一枚を増すごとに二十円を増徴していたものを、証明だけでなく謄抄本も含めて一通をもつて一件とし一通を増すごとに三十円を増徴することにしたこと。など合理的に改められ本年一月一日から実施されます

—⑥—

ができない。建設省地理調査所において測定された当市の全面積は318,96平方粁，反別換算では32,158町歩である。これに対し土地台帳に登載されている総地積は17,383町歩でその54%を占めているに過ぎず，これに国有地として比較的明確な営林面積を加えたとしても2,903町歩の残がある。この面積については，所属および地目の区分は容易に推測もできないが，考えられることとしては①土地台帳の記載地積と実際面積の相違によるもの，主なものとして山林原野があげられること。②土地台帳にのらない道路河川布等その他の雑種地が相当あること，などである。そしてこれらの多くは国有地に属するものであろうとは考えられるが，民有地としても余り少ないものはないと考えられる。こうした疑問は疑問として本表では「土地総面積」欄には土地台帳による地目別面積を基礎とし，山林には国有営林面積を加え，土地面積平方粁を反別換算したものから地目別面積を減じた差を「その他」として全面積に合致させたものであり，さらに有租地以下は，その内訳として再掲したものである。

また「土地総面積」欄の山林から国有営林面積を減じ，さらに，この欄の「その他」から本表右端の「その他」の面積を減じた残と「有租地数総」に「前記以外の非課税分」を加えたものとは各々土地台帳登載の総地積と一致するものである。また利用上，土地の所有関係別については，次のように考えても大差ないと思う①有租地は私有地②前記以外の非課税分は公有地③国有営林面積は国有地。以上本表の作成及び利用に当つて附記し，各位の参考に供する。

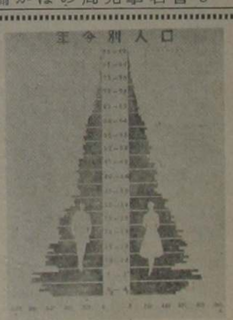

戸　口

地区別，年令別人口　　昭和30年10月1日（国勢調査）

地区	総数	0—9	10—19	20—29	30—39	40—49	50—59	60—69	70以上
総数	55·790	13·511	12·095	10·006	6·857	5·429	4·200	2·587	1·105
大館	25·905	5·783	5·722	4·889	3·398	2·661	1·845	1·139	468
釈迦内	6·899	1·876	1·493	1·167	825	636	474	284	144
長木	4·315	1.141	907	780	480	406	335	197	69
上川沿	2·905	743	641	471	309	263	258	148	72
下川沿	3·462	824	788	563	413	362	278	166	68
二井田	3·503	933	766	607	353	322	276	174	72
真中	2·581	636	558	420	294	240	234	134	65
十二所	6·220	1·575	1·220	1·109	785	539	500	345	147